

共済だより

ご家族のみなさんと一緒にご覧ください。  
熊本県市町村職員共済組合

Bulletin of Cooperative Association of the  
Local Governments of Kumamoto Prefecture

# KYOSAI

2015  
SUMMER  
No. 156

## INDEX

平成26年度決算 .....	2	平成27年度 被扶養者資格確認調査を行います! .....	10
柔道整復師による施術には、医療保険が適用されない場合があります .....	4	被扶養者の認定基準について .....	11
契約健康増進施設を追加しました .....	4	介護保険適用除外施設に入所したらお届けをお願いします .....	11
健康・こころのオンラインをご利用ください! .....	4	遺族附加年金事業の新規加入及び更新(変更)の手続きはお済みですか? .....	12
被扶養者のみなさんへ からだの定期点検はしていますか? .....	5	食中毒について 一食中毒予防の3原則 .....	13
夏得!ご宿泊プラン .....	5	「たばこと肺 最近の話題を中心に」 .....	14
被用者年金制度一元化後の『退職等年金給付』の創設について .....	6	クロスワードパズル .....	15
平成27年度『退職準備研修会』開催のご案内 .....	9	わがまちの名産名物〈甲佐町〉 .....	16

あゆまつの楽しみの一つ「たけあかり」

甲佐町あゆまつりは、7月26日(日)!

### 組合員の現況

(平成27年6月30日現在)

組合員数/20,546人 被扶養者数/22,924人 所属所数/73 任意継続組合員数/349人  
任意継続被扶養者数/260人 平均給料月額/315,365円

# 平成26年度決算

平成27年6月24日に開催された第139回組合会において、平成26年度決算が承認されましたので、その概要をお知らせします。

## 総括

共済組合の決算（平成27年3月31日）における所属所数、組合員数等は次のとおりです。

### ○ 所属所数

区分	該当数
市	14
町	23
村	8
一部事務組合等	28
合計	73

### ○ 組合員数、被扶養者数、給料月額及び平均給料月額

(単位：人、円)

		平成26年度	平成25年度	比較増△減
組合員数		20,588	20,683	△ 95
被扶養者数		23,589	23,905	△ 316
給料月額	長期	6,598,354,985	6,349,233,589	249,121,396
	短期	6,618,685,899	6,365,411,757	253,274,142
平均給料月額	長期	320,495	306,978	13,517
	短期	321,498	307,775	13,723

(注) 任意継続組合員を除く。

## 短期経理

組合員とその家族（被扶養者）の病気・ケガの治療にかかる医療費や出産・死亡・休業または災害に対する給付、高齢者医療制度への支援等を行う経理です。

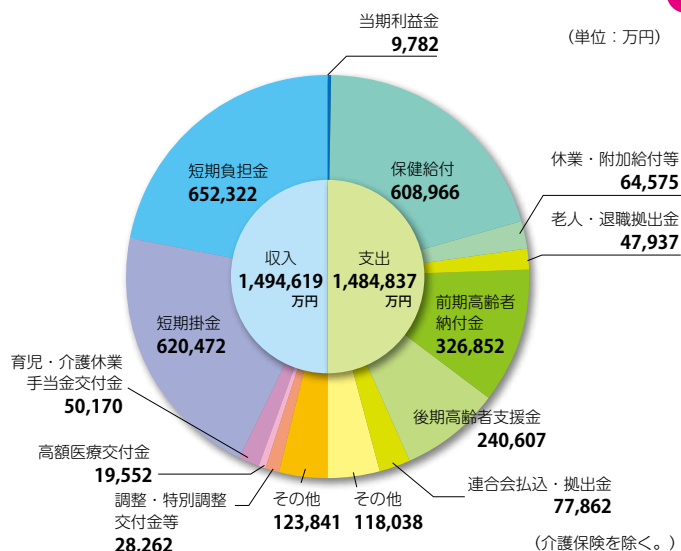
収入の大半は、負担金・掛金による収入で、収入総額は149億4,619万円となりました。これに対して、支出は医療費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等で大半を占めており、支出総額は、148億4,837万円となりました。

収支の結果、9,782万円の当期短期利益金を生じましたが、これを前年度より繰り越した短期繰越欠損金3,283万円に補てんし、翌年度へ繰り越す欠損金補てん積立金は、6,499万円となりました。

しかし、26年度は全国市町村職員共済組合連合会（市町村連合会）の財政調整、特別財政調整事業の適用を受けており、市町村連合会より交付を受けました調整交付金及び特別調整交付金2億8,158万円については、全額返金できず、剰余金の全額6,499万円を返還することとなります。

介護保険については、収入総額10億4,489万円、支出総額9億9,794万円で、当期介護利益金が4,695万円となりました。これを前年度より繰り越した介護繰越欠損金817万円に補てんし、残額3,878万円を翌年度へ積み立てました。

なお、介護の支出の大半は、介護納付金による支出でした。



## 長期経理

組合員の退職・障害または死亡に対して、年金等の給付を行うために掛金や負担金を徴収し、市町村連合会へ納付することを取り扱う経理です。

収入は下の収支状況のとおりで、26年度に徴収しました負担金、掛金は289億2,847万円となり、当年度中に負担金払込金、掛金払込金として市町村連合会へ全額納付しております。

なお、各構成組合（全国各地の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）からの払込金は、市町村連合会の長期経理で一括して運用されており、年金給付原資はここから支出されています。

また、市町村連合会の運用資金の一部は各構成組合が預託を受け、右の欄に掲載してあります預託金管理経理において、貸付・物資経理への資金提供や縁故地方債（地方公共団体が地方自治法の規定に基づき実施する地方債発行）の引き受けを行う仕組みになっています。

### 収支状況

(単位：万円)

科目	収入額	科目	支出額
負担金	1,845,776	負担金払込金	1,845,776
掛金	1,047,071	掛金払込金	1,047,071
合計	2,892,847	合計	2,892,847

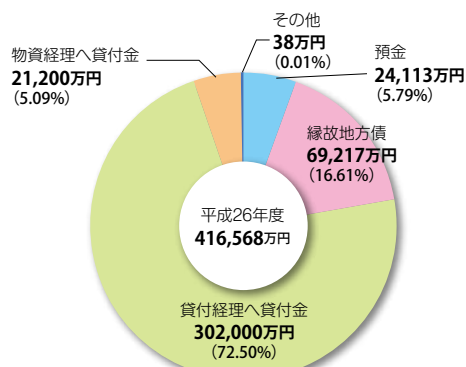
## 預託金管理経理

組合員へ行う貸付・物資事業や市町村等へ行う貸付（縁故地方債の取得）に必要な資金を市町村連合会から預かる経理です。

運用収入は、貸付・物資経理への貸付金、縁故地方債の引受け等による利息及び配当金で、26年度は9,310万円となり、全額市町村連合会へ連合会預託金として払い込んでおります。

なお、この経理の資産総額は、41億6,568万円となり、その資産の構成割合は、下の円グラフのとおりです。

資産の78%程度が貸付・物資経理への貸付金で占めております。



## 業務経理

共済組合の業務運営を行う経理です。

短期給付と長期給付事業を行うために、地方公共団体（市町村等）より、組合員1人あたり年間10,670円の事務費を負担していただきました。収入は、地方公共団体からの負担金、短期経理からの繰り入れ及び市町村連合会からの交付金によるもので、収入総額は3億3,340万円となりました。これに対して、支出総額は3億1,269万円となり、2,071万円の当期利益金を生じました。その結果、翌年度へ繰り越す積立金は、4億2,082万円となりました。

## 保健経理

組合員とその被扶養者の疾病予防、健康保持増進に関する事業を行う経理です。

疾病の予防・早期発見や健康管理についての意識の定着に併せて、人間ドック、総合健診、がん検診やインフルエンザ予防接種の消化率やウォーキング支援等への参加も安定してきています。

また、20年度より始まった特定健康診査及び特定保健指導においても、組合員及び被扶養者に浸透してきています。

健康相談においては、メンタルヘルス相談が172件となり、昨年度より51件増加しました。近年、ストレスによる心の病が増加しておりますので、組合員及び被扶養者の皆様、各種講座、セミナー等へ是非ご参加ください。

決算において、収入総額は3億8,609万円、支出総額は、3億9,348万円となり、739万円の当期損失金を生じました。これを前年度より繰り越した積立金を取り崩して補てんしました。

したがって、翌年度へ繰り越す積立金は、3億2,720万円となりました。



項目	事業計画額	決算額	概要
<b>保健関係</b>			
人間ドック助成	316,890,000	300,730,208	組合員 7,904人 被扶養者 366人
総合健康診査助成	10,000,000	11,544,045	1人当たり15,000円(上限)×810人
がん検診助成	2,500,000	2,746,022	1人当たり5,000円(上限)×623人
小計	329,390,000	315,020,275	
<b>セミナー関係</b>			
リフレッシュセミナー	2,500,000	2,647,564	15回開催
健康管理・監督者セミナー	800,000	796,840	講師謝礼金等 4回開催
ライフプランセミナー	560,000	175,380	講師謝礼金等 4回開催
糖尿病予防セミナー	120,000	0	講師謝礼金等 1回開催
小計	3,980,000	3,619,784	
<b>講座関係</b>			
菌科講座	100,000	0	
メンタルヘルス講座	600,000	588,816	講師謝礼金等 20回開催
生活習慣病講座	100,000	77,760	講師謝礼金等 1回開催
小計	800,000	666,576	
<b>健康相談関係</b>			
健康相談	2,760,000	2,423,520	電話・面談による健康相談 健康相談 52件、メンタルヘルス相談 172件
育児書配付等	800,000	1,048,589	出席した組合員及び被扶養者に配付 (希望者のみ)
<b>健康保持・増進関係</b>			
インフルエンザ予防接種助成	5,000,000	5,009,900	1人当たり1,000円×5,010人
保養宿泊助成	6,000,000	3,206,840	組合員及び被扶養者 1,609人
健康増進施設利用助成	500,000	586,600	組合員及び被扶養者 1,213人
Webサイト参加支援	316,000	295,136	ウォーキング支援 利用者 121人 禁煙支援(通信制) 利用者 43人
健康管理活動助成	8,000,000	6,746,211	組合員1人当たり 800円
小計	19,816,000	15,844,687	
<b>特定健診関係</b>			
特定健診	9,055,000	6,644,745	特定健康診査 755人、詳細検査 178人
特定保健指導	7,799,000	7,251,462	動機付け支援 272人、積極的支援 211人
小計	16,854,000	13,896,207	
<b>合計</b>	<b>374,400,000</b>	<b>352,519,638</b>	

## 貸付経理

組合員の臨時的支出や住宅・土地購入のために必要な資金の貸付けを行う経理です。

下の表は、貸付資金の増減状況です。組合員貸付金は預託金管理経理からの借入金（市町村連合会の年金原資）が運転資金となっておりますが、この借入金が大幅に減少してきています。

原因は、大部分を占める住宅貸付において、当組合の利率より市中金融機関の住宅ローンの金利のほうが低率であるため、新規住宅貸付が減少していることにあります。この傾向はしばらく継続するものと考えています。年金原資の運用益は、一定水準以上を確保する必要があり、預託金管理経理からの借入利率は限定されていますので、ご理解をいただきますようお願いします。

(単位：円、%)

区分	前年度末 A	26年度			比較		
		増加額	減少額	本年度末 B	金額 (B-A) C	比較 C/A	
借入金	預託金管理経理より借入	4,038,000,000	0	1,018,000,000	3,020,000,000	△1,018,000,000	△25.21
	計	4,038,000,000	0	1,018,000,000	3,020,000,000	△1,018,000,000	△25.21
組合員貸付金総額 D	5,246,491,745	373,078,540	1,392,393,737	4,227,176,548	△1,019,315,197	△19.43	
Dの額のうち住宅貸付金 E	3,715,211,646			2,877,322,439	△837,889,207	△22.55	
$\frac{E}{D} \times 100$	70.81			68.07			

## 物資経理

組合員が必要とする生活必需物資の供給を行う経理です。

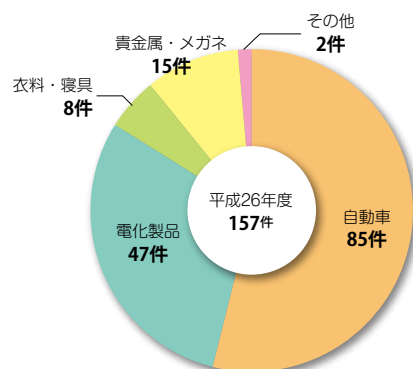
受託商品手数料等の収入 7,334万円に対し、預託金管理経理への支払利息等による支出は 5,764万円となり、1,570万円の当期利益金を生じました。

その結果、翌年度へ繰り越す欠損金補てん積立金は1,060万円、積立金は1億1,179万円となりました。

下の円グラフは、件数別売上状況を表しています。

物資経理におきましても、貸付経理同様、市中金融機関の金利が低率であるため、物資の購入が伸び悩んでいる状況です。

組合員の皆様、貸付・物資事業をご活用ください。



# 単なる筋肉疲労や肩こり等には、組合員証等は使えません!

～柔道整復師による施術には、医療保険が適用されない場合があります～

柔道整復師（整骨院・接骨院）を利用される方が増えています。

整骨院・接骨院で施術を受ける場合、組合員証等の使用できる範囲が決まっていますので、正しく理解され受療していただきますようお願いいたします。

## 組合員証等が使える場合

- ・骨折、脱臼、打撲及び捻挫（肉ばなれ）  
（ただし出血や神経障害などの疑いがあるものは除く）
- ※骨折・脱臼については医師の同意が必要です  
（応急処置を除く）

## 組合員証等が使えない場合（全額自己負担）

- ・日常生活からくる肩こり、スポーツによる筋肉疲労
- ・病気（神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、椎間板ヘルニアなど）からくる痛み
- ・過去の交通事故などによる後遺症（症状固定）
- ・症状の改善の見られない長期の治療
- ・仕事中や通勤途上におきた負傷（公災扱いへ）

### <施術を受けるときの注意事項>

☆負傷原因を正確に伝えましょう。

☆仕事中や通勤途上におきた負傷は、公務災害補償基金の取扱いとなります。

☆交通事故の場合は、所属所の担当者を通して、共済組合保険課へ連絡をお願いします。

☆療養費支給申請書の内容（負傷原因、負傷名、回数、金額）をよく確認し、**必ず自分で署名または押印**をして下さい。

☆保険医療機関（病院・診療所など）で同じ負傷等の治療中は、施術を受けても健康保険等の対象になりません。

### 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう!

長期間治療を受けても症状に改善がみられないときは、内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。

## オールシーズン利用できます!

～契約健康増進施設を追加しました～

施設名	所在地	電話番号
苓北町温泉プール	天草郡苓北町志岐1273-1	0969-35-3301



## 健康・こころのオンラインをご利用ください!

組合員やご家族の病気、症状、高齢者のケア、妊娠、出産、育児、メンタルヘルスについて、

いつでもお気軽にご利用いただける、

電話によるサービスを実施しています。

1人で悩むより  
まず電話相談を!

365日24時間対応（メンタルヘルスを除きます。）

ホームページから  
専用サイトに  
ご案内しています

# 0120-475-478

メンタルヘルス専門相談員への取次ぎ時間 / 平日9:00～21:00、土曜日 10:00～18:00(日・祝日、1/1～3休み)

## 被扶養者のみなさんへ

# からだの定期点検はしていますか？

～年1回は必ず健診を受けましょう～

6月上旬に40歳以上の被扶養者の方を対象に各所属所の共済組合担当課を経由して特定健康診査及び総合健診(2次募集)のご案内を配付しています。生活習慣病の予防・早期発見には、まず自分の健康状態を知ることが重要です。いずれかの健診を選択していただき、ぜひ受診していただきますようお願いいたします。

### <選べる健診>

	特定健康診査	総合健診
受診対象者	40歳以上74歳以下の被扶養者	18歳以上74歳以下の被扶養者
検査費用	無料	自己負担が発生する場合あり
検査項目数	身長・体重・腹囲・BMI・血圧・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・尿検査など17項目	左記17項目に、腎機能検査・安静心電図・胸部X線検査などを加えた合計37項目
オプション検査	設定なし	検査機関毎に設定あり
申込方法	検査機関への直接申込	各所属所の共済組合担当課へお問合せください。

※ 40歳未満の被扶養者の方は、総合健診のみ受診可能です。  
 ※ 上記の健診と共済組合が助成する人間ドックとの重複受診はできません。

平成26年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況(中間報告)は次のとおりです。

特定健康診査		
組合員	対象者数	12,429人
	受診者数	11,188人
	受診率	90.0%
被扶養者	対象者数	4,811人
	受診者数	1,728人
	受診率	35.9%

特定保健指導		
積極的支援	対象者数	1,688人
	終了者数	39人
	実施率	2.3%
動機付け支援	対象者数	952人
	終了者数	70人
	実施率	7.4%



東京グリーンパレスホームページからのインターネット予約限定

# 夏得! ご宿泊プラン

<http://www.tokyogp.com>

←当ホテルホームページよりインターネットにてご予約下さい。

期間 平成27年6月1日(月)～8月31日(月)

シングル  
1名様

8,000円～

ツイン  
2名様

15,000円～

ご宿泊料金はお日にちにより変動致します。

### ご利用特典

- ①朝食 (約30種類の和洋バイキング)
- ②ミネラルウォーター (お一人様1本)



## 東京グリーンパレス

全国市町村職員共済組合連合会福祉施設

ご予約・お問合せは

TEL.03(5210)4600 FAX.03(5210)4644

〒102-0084東京都千代田区二番町2番地 [ホームページ] <http://www.tokyogp.com/>

他にも各旅行会社のきつぷと宿泊がバックになったお得なプランがございます。

飛行機と宿泊がバックになった JAL または ANA のダイナミックパッケージも当ホテルホームページのトップページからご予約いただけます。また、一部の旅行代理店 (JTB や KNT など) でも当ホテルの商品を取り扱っている店舗がございます。お近くの旅行会社に直接お問合せ下さい。

# 被用者年金制度一元化後の『退職等年金給付』の創設について

平成27年10月からの被用者年金制度の一元化後において、共済年金の職域年金相当部分（以下「職域部分」といいます。）は廃止されることとなりましたが、職域部分の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとされ、地方公務員の退職給付の一部として「退職等年金給付」が創設されることとなります。

## 種類

「退職等年金給付」には、大きく分けて退職年金、公務障害年金及び公務遺族年金の種類があります。

### 1 退職年金

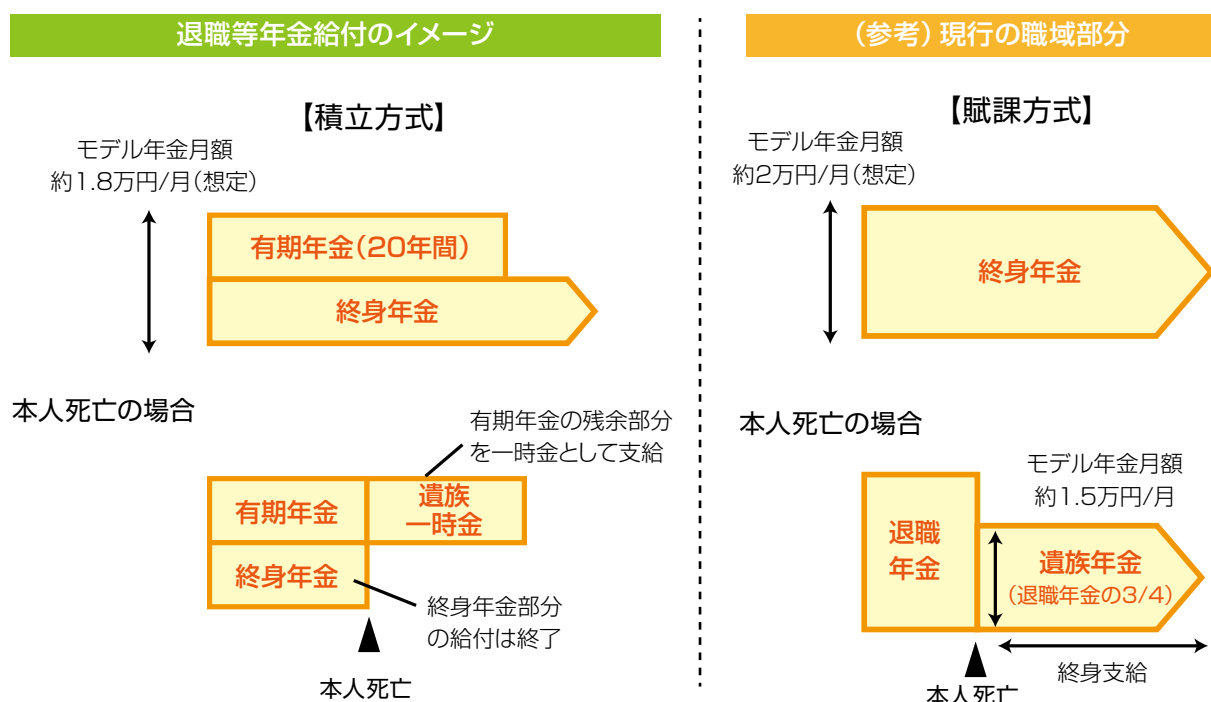
#### (1) 支給条件

次のいずれにも該当しているときに支給されます。

- ・平成27年10月に引き続き期間又は平成27年10月以後に1年以上の引き続き組合員期間を有すること
- ・65歳以上であること（60歳から繰り上げること、70歳まで繰り下げることできます。）
- ・退職していること

#### (2) 支給形態

- ・半分は有期退職年金、半分は終身退職年金です。
- ・有期退職年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可能）します。
- ・本人死亡の場合は、終身退職年金部分は終了となり有期退職年金の残余部分は遺族に一時金として支給します。



※モデル年金月額、標準報酬月額36万円、40年加入の者を前提としています。

## 2 公務障害年金

### (1) 支給条件

公務上の事由による病気やケガにより、初めて医師の診断を受けた日（以下「初診日」といいます。）から原則として1年6か月を経過した時点において、障害等級1～3級に該当する程度の障害になったときに支給されます。

なお、初診日は平成27年10月1日以後の加入期間中に限ります。

### (2) 支給形態

終身年金です。ただし、在職中は全額停止となります。

なお、通勤途中で起きた事故（通勤災害）は、公務障害年金になりません。

## 3 公務遺族年金

### (1) 支給条件

次のいずれかに該当したとき、遺族に支給されます。

- ①組合員が、公務上の事由による病気やケガで死亡したとき。
- ②組合員であった者が、組合員であった間に初診日がある公務による病気やケガで、初診日から5年を経過する日前に死亡したとき。
- ③障害等級が1級又は2級に該当する公務障害年金の受給権者が、その公務障害年金の原因となった病気やケガで死亡したときなど。

### (2) 支給形態

終身年金です。

なお、通勤途中で起きた事故（通勤災害）は、公務遺族年金になりません。

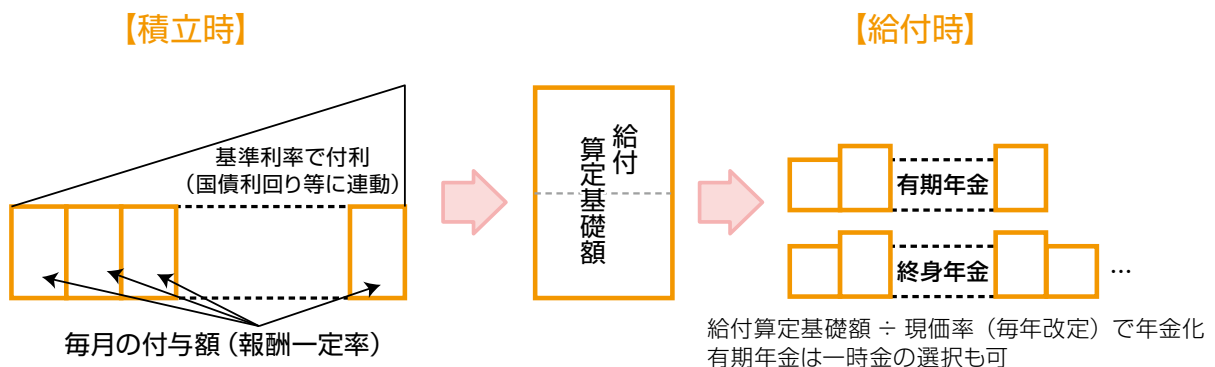
## 概要

財政運営は、積立方式です。給付設計はキャッシュバランス方式となっており、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法律で定めます。（労使あわせて1.5%）

※キャッシュバランス方式とは、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金とのかい離を抑制する仕組みです。

### □給付設計

- 毎月の報酬に一定率（付与率）を乗じた付与額と利子を累積した給付算定基礎額を基礎に給付額を計算します。
- 基準利率の設定等について保守的な設計を行い、追加拠出リスクを抑制します。
- 基準利率の変動や寿命の延び等を踏まえて年金額を改定します。



## □財政運営と保険料率

- 少なくとも5年ごとに財政再計算を実施（保険料を計算する際の予定利率等の過程を慎重に設定、設立当初は早期に再計算を実施）します。
- 毎年の決算時に財政検証を行い、財政の健全性を確認します。
- 保険料率は労使あわせて1.5%を上限（本人負担分は全体の半分の0.75%を上限）として負担していただくこととなります。

## □現在の職域部分（3階部分）の年金支給について

- 平成27年9月までの組合員期間については、職域部分の年金として支給されます。
- 平成27年10月までの組合員期間と10月以降の組合員期間がある方は、平成27年9月までは職域部分の年金、平成27年10月以降は退職等年金給付としての年金が支給されます。

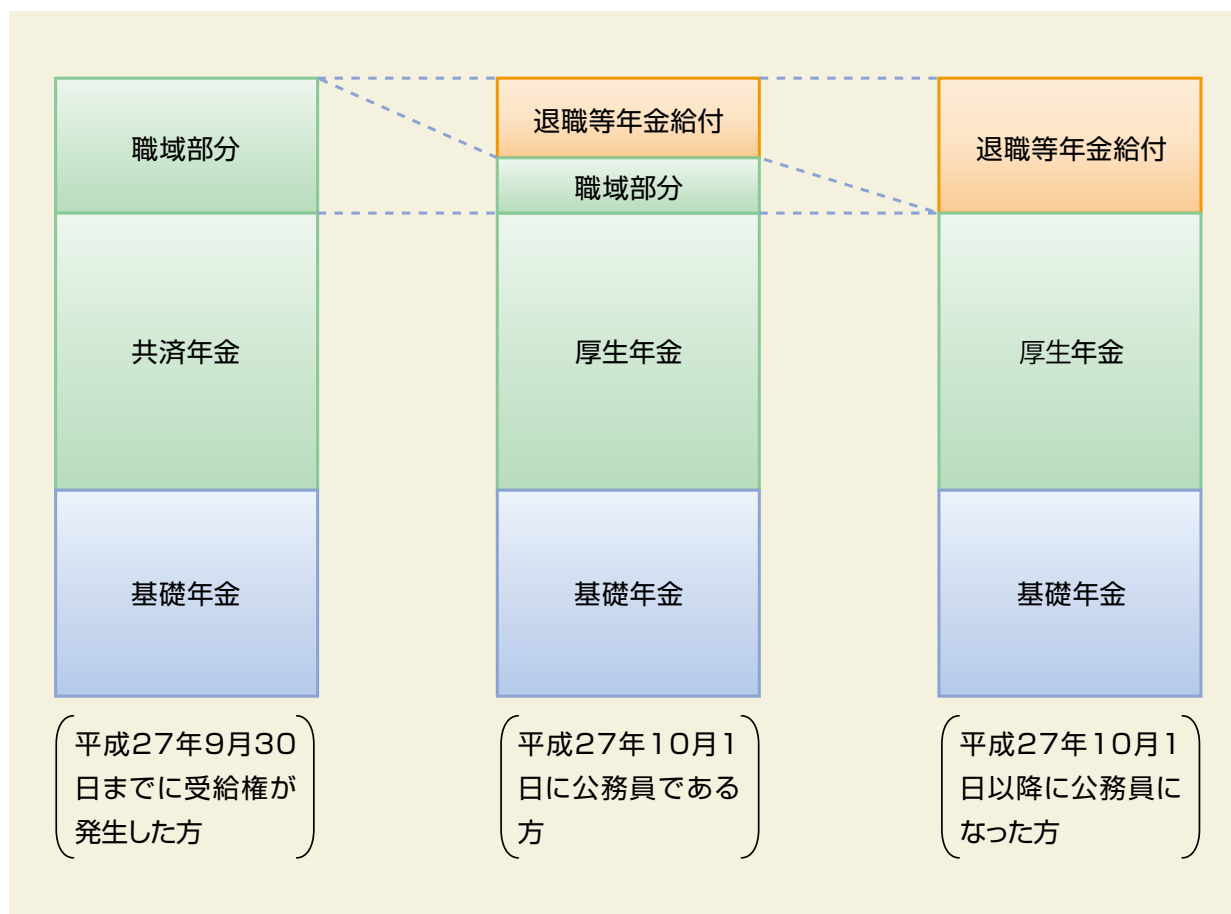
## <年金の給付のイメージ>

下の図は、被用者年金制度の一元化による年金給付のうち、現在の職域部分と退職等年金給付の関係がどのようになるかを表したイメージ図です。

被用者年金制度の一元化前、すなわち平成27年9月30日までに受給権が発生した方については、職域部分が支給されます。

平成27年10月1日時点で公務員の方は、その前の期間については旧職域部分が、後の期間については退職等年金給付が支給されます。

平成27年10月1日以降に公務員になられた方については、退職等年金給付が支給されます。





## 平成27年度『退職準備研修会』開催のご案内

平成27年度中に退職を予定されている組合員を対象に、退職後の健康保険制度や年金制度について研修会を開催します。

平成27年10月の被用者年金制度の一元化で年金制度等が変更となりますので、この機会にぜひご参加ください。

### ○開催日程

開催日	対象所属所	開催場所
平成27年 8月26日(水)	阿蘇市、阿蘇郡 及びその地域の一部事務組合	阿蘇広域行政事務組合 未来館 リサイクルプラザ会議室
8月28日(金)	宇城市、宇土市、美里町、上益城郡 及びその地域の一部事務組合	御船町カルチャーセンター 大会議室
9月25日(金)	八代市、氷川町、水俣市、葦北郡 及びその地域の一部事務組合	やつしろハーモニーホール 大会議室 A
9月29日(火)	山鹿市、菊池市、合志市、菊池郡 及びその地域の一部事務組合	山鹿市消防本部 2階 多目的ホール
10月14日(水)	人吉市、球磨郡 及びその地域の一部事務組合	人吉市カルチャーパレス 第二会議室
10月28日(水)	上天草市、天草市、苓北町 及びその地域の一部事務組合	天草市民センター 大会議室
11月12日(木)	荒尾市、玉名市、玉名郡 及びその地域の一部事務組合	玉名市民会館 第1会議室
平成28年 1月21日(木)	諸事情により対象地域で出席できなかった組合員	熊本県市町村自治会館 別館 2階 中会議室

※熊本市役所は、退職準備説明会が1月から2月に開催される予定です。

### ○研修内容【開始時間 13:30 終了予定 16:00頃】

- ・退職後の健康保険制度について
- ・退職後の遺族附加年金制度について
- ・年金制度の概略について
- ・閉会後に個別相談会  
年金・健康保険・遺族附加年金・退職手当等

### ○研修会への申込み方法

市役所、役場及び一部事務組合の共済組合事務担当課（総務、人事課等）へお申込みください。

### ○研修会の問い合わせ先

共済組合年金課 TEL 096-365-1900（内線 321～329）

# 平成27年度 被扶養者資格確認調査 を行います!

共済組合では、被扶養者が引き続き資格要件を満たしているか確認するため、被扶養者の資格確認調査を実施しています。

調査対象者となる被扶養者がいる組合員の皆様には、共済組合より所属所を經由して「被扶養者申告書 [扶養調査用]」をお送りしておりますので、必要事項を記入・押印のうえ必要な書類を添えて提出していただきますようご協力をお願いします。

## 1. 調査の方法

		摘 要
調査対象者		平成27年4月1日時点の年齢が18歳以上である被扶養者全員 (平成27年4月1日から調査月までの間に認定した被扶養者を除きます。)
調査対象期間		平成26年7月から平成27年6月までの1年間の扶養事実の確認を行います。
提出書類		① 被扶養者申告書 [扶養調査用] (事前に調査対象者が印字された様式を所属所経由で配付します。) ② 確認書類 (①被扶養者申告書 [扶養調査用] に記載してお知らせします。)
確認事項	同居要件	組合員と同一世帯に属していることが必要条件である者について、その事実確認
	収入要件	事業、不動産、株式、配当、給与、報酬、年金、その他の収入の有無及び金額の確認
	援助金額	組合員と別居している被扶養者 (組合員の配偶者を除く。) への組合員からの金銭援助の確認 (平成26年7月から平成27年6月までの間に、下記 [表] に掲げる金額の援助があったかどうか確認します。)
	その他	学生である者について事実確認 (修学貸付において新年度の在学証明書を提出してある場合は省略できます。)

◎被扶養者認定基準の概要については、当共済組合のホームページ『共済組合からのお知らせ』からご覧いただけます。(http://www.kumamoto-kyosai.jp/)

◎組合員と被扶養者 (組合員の配偶者を除く。) が別居している場合、組合員からの金銭援助を必要とします。援助金額の確認は、下記 [表] の方法で行います。なお、「在学証明書」を提出した学生 (定時制・通信制・夜間課程の学生を除きます。) については金銭援助の確認が省略できますが、卒業等により学生でなくなったときは、その日以後の期間について金銭援助の確認を行います。

### [表] 金銭援助の必要額

1ヶ月当たりの 最低援助額	【(認定対象者の前年収入年額 × 50% ÷ 12ヶ月)】 ※ この算式で計算した金額が25,000円に満たない場合は25,000円
------------------	---

※金銭援助の必要額について、預貯金通帳写し、振込領収書写し、カード利用明細写し、その他の送金事実が確認できる書類等で確認を行います。なお、現金手渡し、物品援助の現金換算等は一切認められません。

## 2. 被扶養者申告書 [扶養調査用] 及び確認書類の提出先

勤務されている市役所、役場及び一部事務組合の共済組合事務担当課 (総務・人事等) へ提出してください。

**提出期限は、平成27年7月24日 (金) となりますのでご注意ください。**

なお、期限までに必要な書類が提出されなかった場合は、平成26年7月に遡って被扶養者の資格を取り消すことがあります。

「被扶養者資格確認調査」に関するお問合せ  
福祉課 TEL 096-365-1900 (内線341~346)

# 被扶養者の認定基準について

## 事業所得者における収入の捉え方

被扶養者認定事務取扱上の収入とは、所得税法上の課税対象所得をさすものではなく、収入から社会通念上明らかに当該収入を得るために必要と認められる経費を控除した額になります。

事業収入（営業、農業等）について、所得税法では経費として認められているものでも共済組合の被扶養者の認定では経費として認められていないものがあります。認められる経費、認められない経費については下記の一覧のとおりとなっております。

## 共済組合が認める経費の一覧

収支内訳書（一般収入用）

科 目	認否	
売 上 原 価	○	
給 料 賃 金	○	
外 注 工 賃	×	
減 価 償 却 費	×	
貸 倒 金	×	
地 代 家 賃	○	
利 子 割 引 料	×	
その他の経費	租 税 公 課	×
	荷 造 運 賃	×
	水 道 光 熱 費	○
	旅 費 交 通 費	×
	通 信 費	×
	広 告 宣 伝 費	×
	接 待 交 際 費	×
	損 害 保 険 料	×
	修 繕 費	○
	消 耗 品 費	○
	福 利 厚 生 費	×
	雑 費	×

収支内訳書（農業収入用）

科 目	認否	
雇 人 費	○	
小 作 料・賃 借 料	○	
減 価 償 却 費	×	
貸 倒 金	×	
利 子 割 引 料	×	
その他の経費	租 税 公 課	×
	種 苗 費	○
	素 畜 費	○
	肥 料 費	○
	飼 料 費	○
	農 具 費	○
	農 薬 衛 生 費	○
	諸 材 料 費	○
	修 繕 費	○
	動 力 光 熱 費	○
	作 業 用 衣 料 費	×
	農 業 共 済 掛 金	×
	荷 造 運 賃 手 数 料	×
	土 地 改 良 費	○
	作 業 委 託 費	○
	雑 費	×

収支内訳書（不動産収入用）

科 目	認否	
給 料 賃 金	○	
減 価 償 却 費	×	
貸 倒 金	×	
地 代 家 賃	○	
借 入 金 利 子	×	
その他の経費	租 税 公 課	×
	損 害 保 険 料	×
	修 繕 費	○
	雑 費	×

### 株式収入に係る取扱い

科 目（所得税法）	認否
取 得 費	○
委 託 手 数 料	○

○：認められる経費  
×：認められない経費

（注意）

この一覧表に記載されていない科目で、所得税法上経費として認められているものについては、個別に判定します。

## ご確認ください!!

事業収入がある被扶養者について、前年分の所得税の確定申告等により共済組合が認める経費を控除した金額と他の収入を合計した金額が年額 130 万円以上（収入の全部又は一部に障害年金があるとき又は 60 歳以上で収入の全部又は一部に公的年金等があるときは年額 180 万円以上）のときは基準判定日である4月1日より被扶養者の認定が取り消しとなります。

※法人の役員・代表者（代表取締役等）で常時従業員を5人以上雇用している場合は健康保険の加入が法律で義務付けられているため、年間所得にかかわらず、社会通念上、被扶養者になることができません。ただし、非常勤であることが確認できる書類の提出があった場合は、被扶養者の審査対象とすることができます。

## 介護保険適用除外施設に入所したらお届けをお願いします。

40歳以上65歳未満の組合員および被扶養者で、介護保険適用除外施設に入所した場合、また同施設を退所した場合は「介護保険第2号被保険者資格に関する届出書」を提出する必要があります。適用除外施設かどうか施設に確認のうえ、共済組合へ提出してください。

## ～ 遺族附加年金事業の新規加入及び更新(変更)の手続きはお済みですか? ～

遺族附加年金事業への新規加入及び更新等の手続きにかかる推進訪問について、組合員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

これからも組合員やご家族の皆様が安心して生活できるよう、ますます充実した制度となることを目指してまいりますので、多くの皆様にご加入いただきますようお願い申し上げます。

平成28年1月1日更新の新規加入及び更新等の手続きにかかる「遺族附加年金事業」加入申込書兼告知書の申込締切日は**平成27年7月10日(金)**となっておりますが、手続きはお済みでしょうか?

この遺族附加年金事業の新規加入・コース変更等の更新手続きは年1回の取り扱いとなりますので、まだ手続きが終わっていない方は、至急、共済組合福祉課または各所属所の共済組合事務担当課へご相談ください。



### ◇ 「重病克服支援制度」に特約部分を追加しました! (平成28年1月1日更新～)

3大疾病(悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中)に対する治療費や死亡・所定の高度障害となったときに保険金が支払われる重病克服支援制度に「7大疾病(3大疾病+重度の糖尿病、重度の高血圧性疾患、慢性腎不全、肝硬変)」や「がん・上皮内新生物」と診断確定された場合の特約部分を追加し、保障範囲を拡大しました。

#### ○ 保障の内容等

保障区分	保障内容	申込保険金額		
		充実コース	安心コース	基本コース
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になったとき 死亡・所定の高度障害状態のとき	500万円	400万円	300万円
7大疾病保障特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態になったとき	250万円	200万円	150万円
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき	50万円	40万円	30万円

特約部分

※「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。  
 ※特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。  
 ※特約部分の保障は、主契約に各特約を付加した場合のみの保障となります。

#### ☆ 保険金ごとの保障イメージ (申込保険金額; 基本コース・300万円の場合)

保険金種類		支払事由					上皮内新生物
		死亡・高度障害	3大疾病(特定疾病)			その他の4疾病 ・重度の糖尿病 ・重度の高血圧性疾患 ・慢性腎不全 ・肝硬変	
	悪性新生物(がん)		急性心筋梗塞	脳卒中			
主契約(A)	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	支払事由のいずれかに該当すると <b>300万円</b> (A)				—	—
7大疾病保障特約(B)	7大疾病保険金	—	支払事由のいずれかに該当すると <b>150万円</b> 【主契約部分の5割相当額】(B)			—	
がん・上皮内新生物保障特約(C)	がん・上皮内新生物保険金	—	<b>30万円</b> (C)	支払事由のいずれかに該当すると <b>30万円</b> 【主契約部分の1割相当額】		<b>30万円</b> (C)	
支払事由ごとの保険金額合計		<b>300万円</b> (Aのみ)	<b>480万円</b> (A+B+C)	<b>450万円</b> (A+B)	<b>450万円</b> (A+B)	<b>150万円</b> (Bのみ)	<b>30万円</b> (Cのみ)

保障拡大

※7大疾病保険金、がん・上皮内新生物のお支払いは、それぞれ1回のみです。なお、各保険金が支払われた場合、特約は消滅します。  
 ※特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約と特約は同時に消滅します。  
 ※制度内容等の詳細については、パンフレットをご一読ください。

《お問い合わせ先》 熊本市市町村職員共済組合福祉課 TEL 096-365-1900【内線343~346】  
 熊本市市町村職員共済組合ホームページ「遺族附加年金事業オフィシャルサイト」  
 明治安田生命保険相互会社 ツリダイヤル 0120-25-7754 (平日9:00~18:00)

# 食中毒について —食中毒予防の3原則—

済生会熊本病院 予防医療センター 医師 ふくなが くみ 福永 久美



過ごしやすい季節もあっという間に終わり、もうすぐ暑い夏がやってきますね。私は普段、健診で主に胃・大腸内視鏡検査に携わっています。胃炎、胃ポリープ、逆流性食道炎などの良性疾患から、ガンなどの悪性疾患など、様々な消化管疾患を診ています。

今回は、健診ではあまり見かけることはありませんが、この時期ならではの、胃腸の不具合を引き起こし、まれに重症化することもある『食中毒』についてお話したいと思います。

食中毒の原因としては、細菌、ウイルス、自然毒、化学物質、寄生虫など様々です。年間を通して発生しますが、食中毒の約85%を占める細菌性食中毒は夏場に発生します。食中毒というと、飲食店での食事が原因というイメージが強いかもしれませんが、厚生労働省の統計では、家庭での発生が全体の10~20%と報告されています。

ここでは、ご家庭で食中毒を予防するポイント「食中毒予防の3原則」をご紹介します。

## 食中毒予防の3原則 「付けない」「増やさない」「やっつける」



### 「付けない」・・・細菌などを食べ物に付けない！

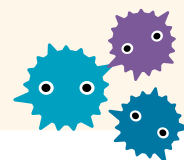
- 基本的なことですが、手洗いはとても大切です。
- 生の肉や魚を切った後のまな板や包丁で、果物や野菜など、生で食べる食品を切らないようにしましょう。加熱しないで食べるものを先に扱うのも1つの方法です。焼肉などの時は、焼き箸と取り箸の使い分けをしましょう。
- 購入した肉や魚などは、水分が他の食品等に付かないよう、ビニール袋などで包み、持ち帰りましょう。

### 「増やさない」・・・食べ物に付着した細菌を増やさない！

- 低温で保存することが重要です。
- 肉や魚などの生鮮食品やお総菜などは、購入後、速やかに冷蔵庫へ入れましょう。ただし、低温下でも細菌がいなくなるわけではありませんので、早めに食べましょう。

### 「やっつける」・・・付着した細菌をやっつける！

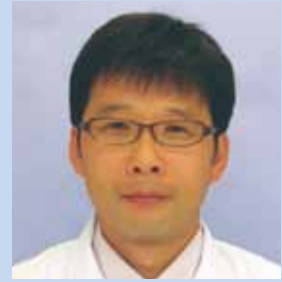
- 十分に加熱しましょう。ほとんどの細菌やウイルスは加熱によって死滅します。目安は中心部の温度が75℃で1分以上です。
- ふきんやまな板、包丁などの調理器具の洗浄・消毒にも気をつけましょう。



食中毒をおこす細菌は肉眼では見えませんが、予防策をきちんと行うことで予防することができます。上記の点に注意し、食中毒を予防して暑い夏を乗り切りましょう。

それでも腹痛や下痢、下血、嘔気・嘔吐など、食中毒が疑われる症状が見られた場合は、自己判断で薬を飲んだり様子を見るのではなく、かかりつけの医師に相談しましょう。

# 「たばこと肺 最近の話題を中心に」



日本赤十字社熊本健康管理センター  
呼吸器科 東 憲孝

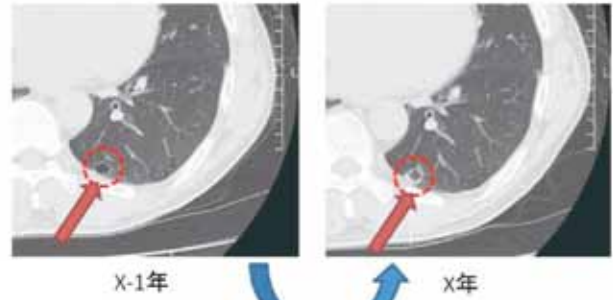
## はじめに

米国の最新の疫学データで最も強調されたこと、それは「肺は タバコの格好の餌食」という事実です。本来予防できる疾患なのに、残念で仕方がありません。その代表的な疾患である「肺癌」と「慢性閉塞性肺疾患 (COPD)」について、今回一緒に考えてみましょう。

## 【肺癌】

Q：非喫煙者と比較すると どのくらい肺癌になりやすい？

喫煙と最も関連した疾患は、やはり肺癌です。喫煙しているだけで、男・女とも5-6倍リスクが高くなります。右のような”プラ”の検出には 胸部CT検査が有効です。”プラ”など肺実質の破壊があれば、たとえ肺機能検査が「異常なし」でも 死亡のリスクを上昇させることが明らかになっています。



実際の症例 (図1 胸部CT)

喫煙を継続したために、プラ壁から肺癌 (扁平上皮癌) が発生してしまった例  
※プラは肺にあく穴のこと

## 【COPD】

Q：慢性閉塞性肺疾患 (COPD) = 「たばこ肺」

COPDという病名、一度はお聞きになったことがあるかと思います。“閉塞性”とは、喫煙により、気管支の壁に炎症がおき、痰などで気道がふさがれたり、気管支の先にある肺胞の破壊が進行したりして、正常な呼吸ができなくなる状態を指します。

現在、日本には530万人 (40歳以上の8.6%) の患者がいると推定されています。

酸素吸入装置を必要とするような最重症になると、5年後の生存率は約40%とも言われ、COPDも「命にかかわる病気」なのです。米国では死亡原因の第3位!日本でも第8位と報告されています。

Q：どのくらいの喫煙歴でCOPDのリスクとなる？

『喫煙指数』(1日の本数×喫煙年数) で400以上の人で20~30%の方。800以上はハイリスク。1200以上は、ほとんど既にCOPDと考えます。

右症例は40代男性ですが、すでに中等度~高度の肺実質の破壊が起き、もとは戻りません。残りの肺を強く圧排しているため、労作時の呼吸が苦しくなります。このような若年重症例では、栄養障害やうつ等の障害も多く、問題視されています。



実際の症例 (図2 胸部CT)

Q：タバコと性差は？

従来、COPDは男性の肺疾患といわれていましたが、最近女性患者が増加しています。米国では2000年、ついに女性が男性を超えました。日本の疫学調査では、女性がまだ少ないのですが、女性の喫煙率の増加 (20代が14.3%、30代が18.0%) により、日本でも女性のCOPDが増加すると考えられます。

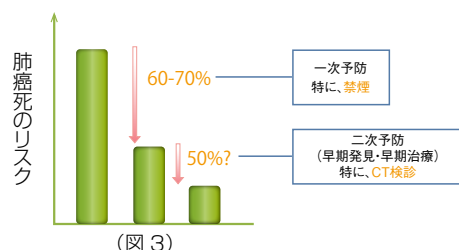
喫煙量が同じだった場合、一般的には女性の方がCOPDを発症しやすいといわれています。

## さいごに

右図3は 禁煙などの一次予防が 肺癌死を減らすためにとても重要であることを示しています。

禁煙に成功すると、半年程度で痰が減りはじめ、何より、「ご飯がおいしくなる」のです。「1日」でも早く禁煙を! というのは、決して大げさな表現ではありません。

肺癌死のリスクを減らすには… (イメージ図)



(図3)



# クロスワードパズル

クロスワードを解き、アルファベット順に字を並べると答えが出てきます。

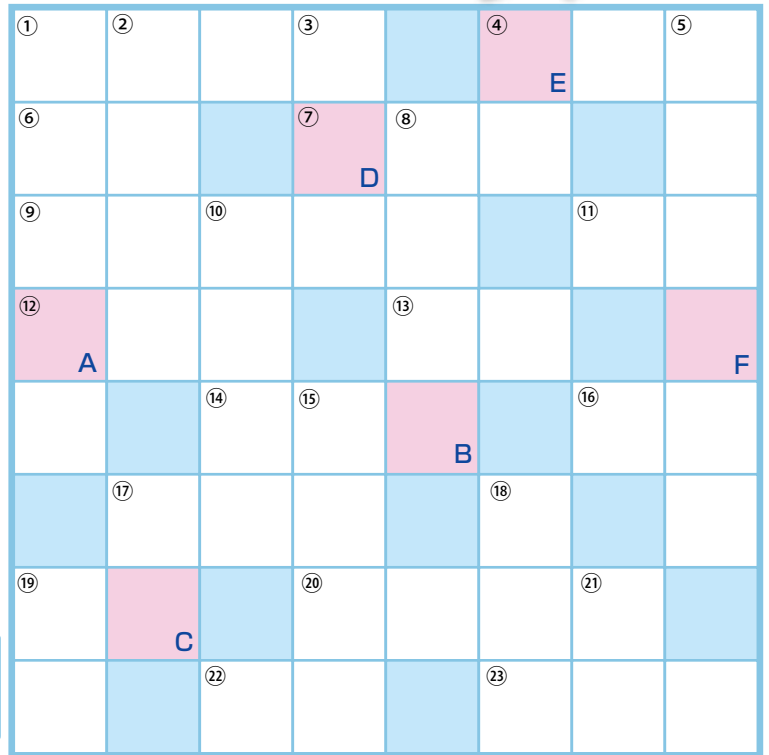
正解者の中から抽選で10名の方に、



を差し上げます。

答え

A	B	C	D	E	F
---	---	---	---	---	---



## タテのカギ

- ①甲佐町の夏の夜をいろどる光のアート(表紙・裏表紙参照)。
- ②確固たる理由はなく○○○○で、こうなりました。
- ③体にフィットします。
- ④阿蘇などの方言で、火山灰のこと。
- ⑤甲佐町にある大木は、国の天然記念物(裏表紙参照)。
- ⑥県内ニラ生産量で、甲佐町の○○○○は25%(裏表紙参照)。
- ⑦ブティックなどで見本の商品を着ている人形。
- ⑧俗に、食費と交通費を払ってくれることを「○○○○付き」。
- ⑨サッカーなどの試合で、ケガの手当て等競技中と見なさない時間は「○○タイム」。
- ⑩熊本のカゴリと似ている、沖縄の○○○。
- ⑪標準より大きい○○サイズ。
- ⑫ローマ神話に登場する、月の女神の一人です。

## ヨコのカギ

- ①毎年7月7日のお祭りと言えは?
- ④ニラの別名は、「○○○草」(裏表紙参照)。
- ⑥物事を終わらせることを、「○○を付ける」と言います。
- ⑦川の上流に棲んでいて、釣るのは難しい魚です。
- ⑨平成27年は、7月26日(日)に甲佐町で開催されます(裏表紙参照)。
- ⑪「軒を貸して○○屋を取られる」とは、恩を仇で返されること。
- ⑫隣の敷地との境界線につくります。
- ⑬英語で言えば、「モーニング」。
- ⑭試合や試験には、○○○を入れて臨みましょう。
- ⑯「なくて七○○」。
- ⑰子ども向けも発行されるなど、近年、ブームです。
- ⑱標準より小さい○○サイズ。
- ⑲広報課の業務の一つです。
- ⑳喜んで他人に渡す時に、「○○を付けてやる」。
- ㉑細川忠利公の時代に設置された「鮎の○○○」(裏表紙参照)

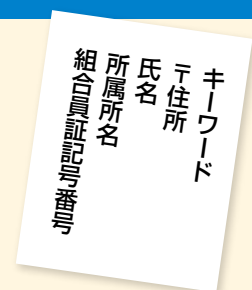
## 応募方法

- 共済組合のホームページから応募する場合  
トップページの「クロスワードクイズ応募のご案内」からご応募ください。
- 官製はがきで応募する場合  
官製はがきに、キーワード・住所・氏名・所属所・組合員証記号番号を明記の上、ご応募ください。
- 締切日:平成27年8月17日(当日消印有効)
- 正解発表は、次号「共済だより」に掲載します。
- 宛先:〒862-0911

熊本市東区健軍1丁目5番3号(自治会館別館内)  
熊本県市町村職員共済組合 総務課

※この懸賞にご応募いただいた方の個人情報は、他の目的では、一切使用しません。

※個人情報保護のため、当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。



共済だより2015春号(155号)  
クロスワード(答え)

## ハナバタケ

応募総数154通 正解数154通

# わがまちの名産 名物

わがまちが自慢!

甲佐町



甲佐町 面積 57.93km<sup>2</sup>  
総人口 11,210人  
村の木 キンモクセイ  
村の花 キク  
※平成27年4月末現在



お殿様も愛した“鮎のやな場”。  
川の流りに涼を感じるスポットだ

7月26日(日)は「あゆまつり」!  
清流・緑川に育まれた豊かな自然を満喫

県内各市町村の気候風土が育んだ特産品や、魅力あふれるスポット、施設などを紹介します。今回は、上益城郡甲佐町の甲斐主事にお話を伺いました。

6月1日から10月末まで、鮎漁が解禁されますが、“鮎のやな場”が有名ですね。

寛永10(1633)年、肥後細川藩の初代藩主である細川忠利公が、清流・緑川の堰近くの砂だまりにたくさん泳いでいる魚をご覧になり、「獲れないものか」とおっしゃったそうです。そこで、川の落差があるところに竹を組んで「築(やな)」を設け、落ちてくる鮎をつかまえる工夫をしました。400年近くたった現在でも、川岸にある茅葺屋根のあずま屋で、鮎料理が味わえますよ。甲佐町商店街一帯で開催される「あゆまつり」は、平成27年は7月26日(日)です。「たけあかり」も見事ですので、ぜひ来ていただきたいですね。

「香魚」と書く鮎や、国指定天然記念物の「麻生原(あそうばる)のキンモクセイ」など、甲佐町は甘い香りのイメージですが、近年は、特産のニラを使った商品開発にも力を入れておられますね。

ニラ独特の匂いが元気になる成分だそうです。別名は「陽起草(ようきそう)」。「陽気そう」に



甲佐町 産業振興課 商工観光振興係 主事  
甲斐 敬大さん

ひっかけてPRしています。ニラ生産量は県内の25%で、第1位です。ニラをたくさん入れたメンチカツなどお持ち帰りできる商品のほか、飲食店でもニラを使ったメニューがあり、それらのお店が掲載された「ニラMAP」も制作しました。

やな場に近い甲佐神社では、歴史の教科書にも掲載された『蒙古襲来絵詞』を見ることができそうですが…。

甲佐神社の第一祭神である甲佐明神は、阿蘇の開拓神・健磐龍命(たけいわたつのみこと)の第2子で、7歳の頃からこの地を治めたなどの言い伝えがあります。中世以降は『阿蘇家文書』にも、甲佐神社がたびたび記載されているんですよ。豊福荘生まれの御家人・竹崎季長が元寇での奮戦を描かせた『蒙古襲来絵詞』は、この神社に奉納されたかと伝えられています。宮内庁所蔵の原本をもとに、鮮やかな色彩で複製された絵が飾られています。



「阿蘇四ヶ社」の2番目にあたる甲佐神社。甲佐大明神や阿蘇大神などが祀られている



18mという高さは日本一と言われる「麻生原(あそうばる)のキンモクセイ」。樹齢は750年以上



「ニラでスープ」(左)やメンチカツ「にらメンコ。」など、特産のニラで商品開発